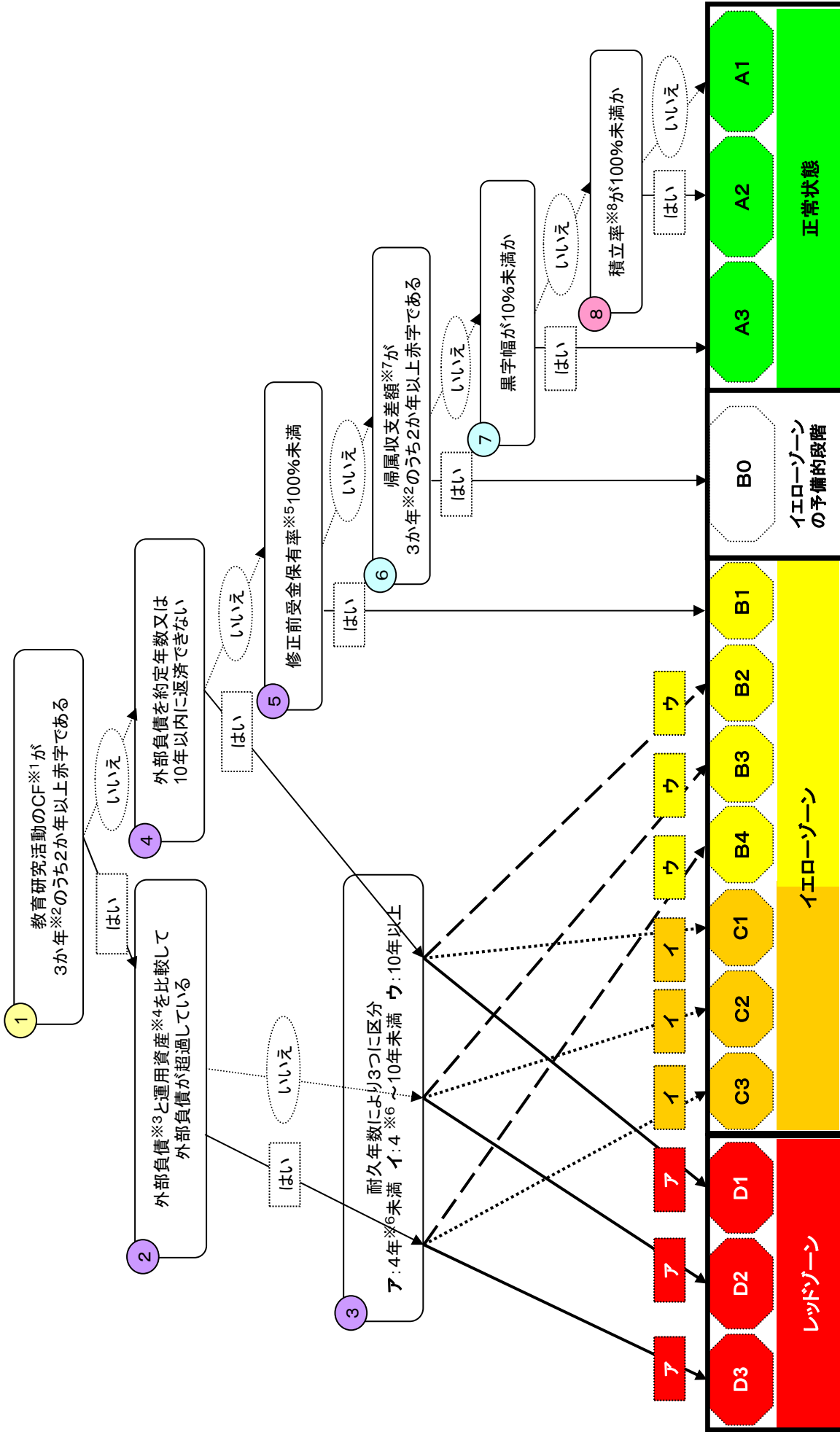


定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体) 平成25年度版



※1: 教育研究活動のCF=教育研究活動CF収入(学納金収入+前受金収入+前受金収入-前期未前受金+手数料収入+一般寄付金収入+補助金収入(施設除く)+資産運用収入+事業収入+雑収入)-教育研究活動CF支出(人件費支出+教研費支出+管理経費支出+借入金等利息支出)

※2: 3か年とは、一昨年度、昨年度の決算実績及び今年度決算見込みの3か年を指す

※3: 運用資産=現金預金+有価証券+特定預金(資産) ※4: 外部負債=借入金+学校債+未払金

※6: 原則として修業年限を基準に設定する。例えば、大学法人の場合は「4年」、短期大学法人の場合は「2年」となる

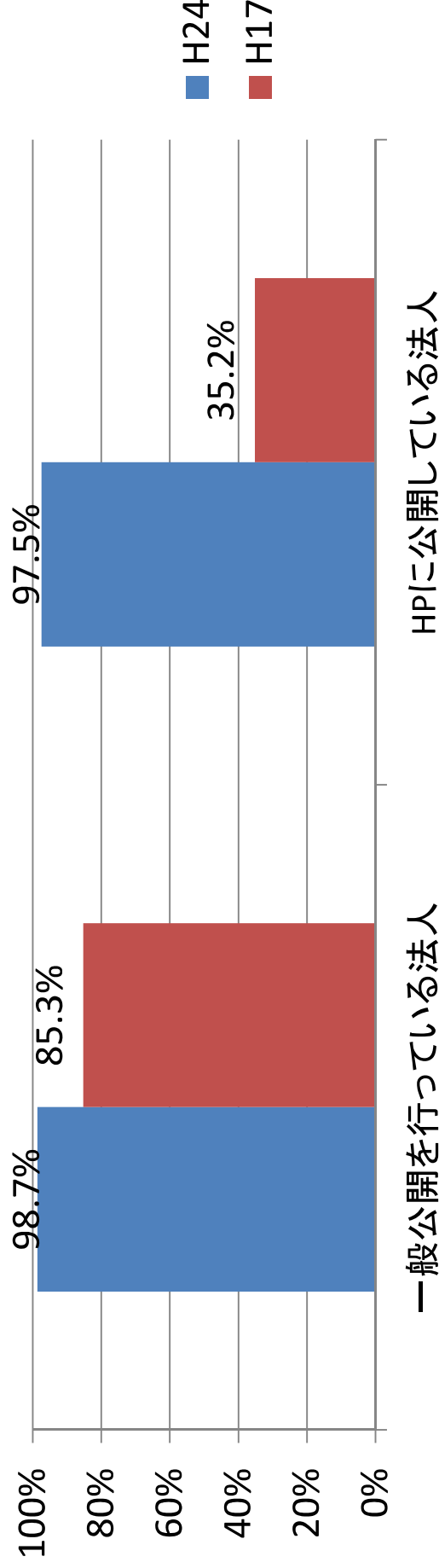
※7: 帰属収支差額=帰属収入-消費支出

※5: 修正前受金保有率=運用資産÷前受金

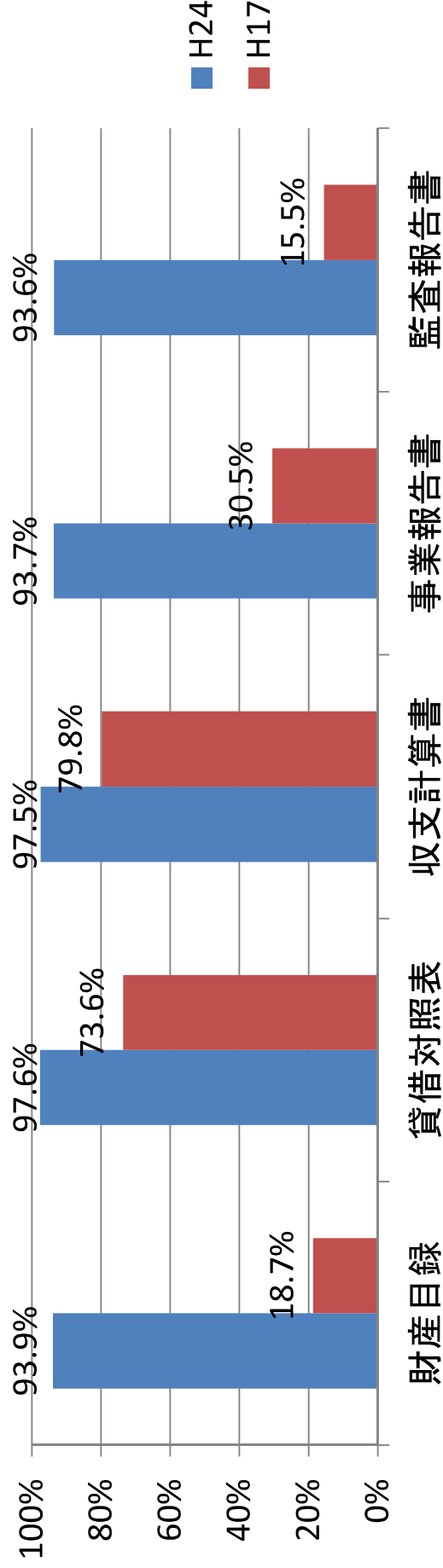
※8: 積立率=運用資産÷要積立額(減価償却累計額+退職給与引当金+2号基本金+3号基本金)

学校法人の財務情報等の公開状況について

(1) 一般公開の状況



(2) 一般公開の内容



学校法人運営調査委員制度の概要

<目的>

学校法人の管理運営の組織及びその活動状況、財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導、助言を行い、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的とする。(昭和59年度設置)

○ 運営調査事項

- (1) 学校法人の管理運営の組織及びその活動状況に関すること
役員、評議員の就任状況、理事会、評議員会の開催・審議状況 等
- (2) 学校法人の財務に関すること
経年的財務状況、会計処理状況、収益事業の実施状況 等
- (3) その他学校法人の業務の執行状況等に関すること
業務の執行状況、経営方針、設置している大学等の教育等の状況 等

○ 運営調査の方法等

- (1) 学校法人ごとに学校法人運営調査委員及び事務官をもって書類審査、実地調査等の方法により実施
- (2) それら運営調査事項を踏まえ、学校法人運営調査委員会を開催し、必要に応じて指導、助言すべき事項を当該学校法人に対して通知

○ 運営調査対象法人

平成25年度は30法人程度を実地調査予定(昨年度は33法人)

○ 学校法人運営調査委員の構成

私立学校関係者、公認会計士、弁護士、マスコミ関係者等の学校法人制度に詳しい30人の委員に委嘱

学校法人会計基準の改正について（概要）

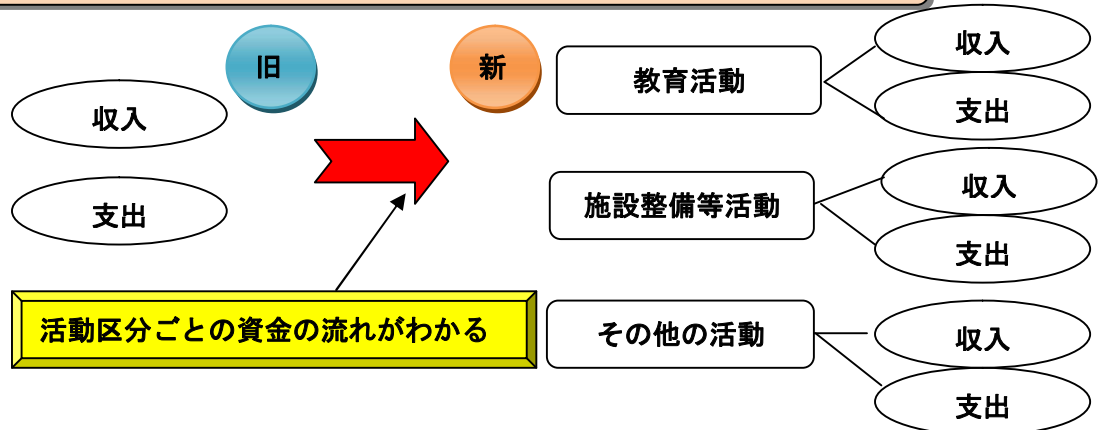
（平成 27 年 4 月 1 日から施行）

■ 主な改正内容

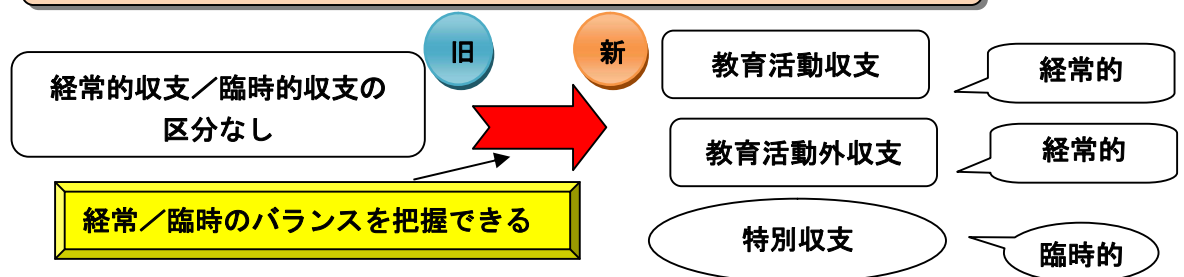
平成 25 年 4 月 22 日 改正省令公布

私立学校の特性を踏まえた学校法人会計基準の仕組みは引き続き維持しつつ、学校法人の作成する計算書類等の内容がより一般にわかりやすく、かつ的確に財政及び経営の状況を把握できるものとなるよう改正。

1 : 資金収支計算書に、新たに「活動区分資金収支計算書」を作成

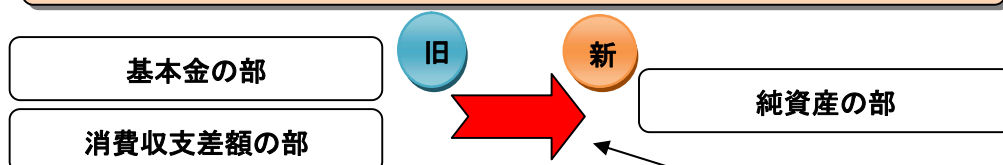


2 : 「消費収支計算書」→「事業活動収支計算書」



⇒ 現行の基本金組入後の収支バランスに加え、基本金組入前の収支バランスも表示。

3 : 「貸借対照表」で純資産の部を表示



保有する資産の調達源泉（自己資本/他人資本）を明確にできる

■ 省令改正後の予定等

○ 運用通知・実務指針等の発出

- ・ 改正省令に係る運用通知等の発出（平成 25 年 9 月 2 日）
- ・ 日本公認会計士協会から実務指針等も順次発出予定

○ 全国 6 ブロックで研修会を実施（12 月 13 日～25 日）

参考 (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1333921.htm)

イメージ図1(資金収支計算書)

○現行の資金収支計算書

学生生徒等納付金収入	
手数料収入	
寄付金収入	
補助金収入	
資産運用収入	
奨学基金運用収入	
受取利息・配当金収入	
施設設備利用料収入	
資産売却収入	
不動産売却収入	
有価証券売却収入	
事業収入	
雑収入	
廃品売却収入	
借入金等収入	
前受金収入	
その他の収入	
(何)引当特定預金からの繰入収入	
前期未収入金収入	
資金収入調整勘定	
前年度繰越支払資金	
収入の部合計	
人件費支出	
教育研究経費支出	
管理経費支出	
借入金等利息支出	
借入金等返済支出	
施設関係支出	
設備関係支出	
教育研究用機器備品支出	
その他の機器備品支出	
図書支出	
車両支出	
資産運用支出	
有価証券繰入支出	
(何)引当特定預金への繰入支出	
収益事業元入金支出	
第3号基本金引当資産支出	
その他の支出	
資金支出調整勘定	
次年度繰越支払資金	
支出の部合計	

収入

支出

○科目修正後の資金収支計算書

学生生徒等納付金収入	
手数料収入	
寄付金収入	
補助金収入	
資産売却収入	
施設売却収入	
設備売却収入	
有価証券売却収入	
随事業・収益事業収入	
受取利息・配当金収入	
第3号基本金運用収入	
その他の受取利息・配当金収入	
雑収入	
施設設備利用料収入	
廃品売却収入	
借入金等収入	
前受金収入	
その他の収入	
第2号基本金引当特定資産取崩収入	
第3号基本金引当特定資産取崩収入	
他の引当特定資産取崩収入	
前期未収入金収入	
資金収入調整勘定	
前年度繰越支払資金	
収入の部合計	
人件費支出	
教育研究経費支出	
管理経費支出	
借入金等利息支出	
借入金等返済支出	
施設関係支出	
設備関係支出	
教育研究用機器備品支出	
管理用機器備品支出	
図書支出	
車両支出	
ソフトウェア支出	
資産運用支出	
有価証券購入支出	
第2号基本金引当資産繰入支出	
第3号基本金引当資産繰入支出	
(何)引当資産繰入支出	
収益事業元入金支出	
その他の支出	
資金支出調整勘定	
前年度繰越支払資金	
支出の部合計	

○活動区分資金収支計算書

教育活動による資金収支	
収入	
学生生徒等納付金収入	
手数料収入	
特別寄付金収入	
一般寄付金収入	
経常費等補助金収入	
付随事業収入	
雑収入	
教育活動資金収入計	
支出	
人件費支出	
教育研究経費支出	
管理経費支出	
教育活動資金支出計	
差引	
調整勘定等	
教育活動資金収支差額	
施設整備等活動による資金収支	
収入	
施設設備寄付金収入	
施設設備補助金収入	
施設設備売却収入	
第2号基本金引当特定資産取崩収入	
(何)引当特定資産取崩収入	
施設整備等活動資金収入計	
支出	
施設関係支出	
設備関係支出	
第2号基本金引当特定資産繰入支出	
(何)引当特定資産繰入支出	
施設整備等活動資金支出計	
差引	
調整勘定等	
施設整備等活動資金収支差額	
小計(教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)	
その他の活動による資金収支	
収入	
借入金等収入	
有価証券売却収入	
第3号基本金引当特定資産取崩収入	
(何)引当特定資産取崩収入	
小計	
受取利息・配当金収入	
収益事業収入	
その他の活動資金収入計	
支出	
借入金等返済支出	
有価証券購入支出	
第3号基本金引当特定資産繰入支出	
(何)引当特定資産への繰入支出	
収益事業元入金支出	
小計	
借入金等利息支出	
その他の活動資金支出計	
差引	
調整勘定等	
その他の活動資金収支差額	
支払資金の増減額(小計+その他の活動資金収支差額)	
前年度繰越支払資金	
翌年度繰越支払資金	

イメージ図2(事業活動収支計算書(消費収支計算書))

経常的な収支バランス

臨時的な収支バランス

事業での収支バランス
事業外の収支バランス

○事業活動収支計算書	
収入	支出
学生生徒等納付金	人件費
手数料	教育研究経費
寄付金	管理経費
経常費等補助金	徴収不能額等
付随事業収入	教育活動支出計
雑収入	教育活動収支差額
教育活動収入計	収入
教育活動収入	受取利息・配当金
教育活動収入	教育活動外収入計
教育活動収入	借入金等利息
教育活動収入	教育活動外支出計
教育活動収入	教育活動外収支差額
教育活動収入	經常収支差額
教育活動収入	資産売却差額
教育活動収入	その他の特別収入
教育活動収入	施設設備寄付金
教育活動収入	現物寄付
教育活動収入	施設設備補助金
教育活動収入	過年度修正額
教育活動収入	特別収入計
教育活動収入	資産処分差額
教育活動収入	その他の特別支出
教育活動収入	災害損失
教育活動収入	過年度修正額
教育活動収入	特別支出計
教育活動収入	特別収支差額
教育活動収入	基本金組入前当年度収支差額
教育活動収入	基本金組入額合計
教育活動収入	当年度収支差額
教育活動収入	前年度繰越収支差額
教育活動収入	翌年度繰越収支差額
教育活動収入	(参考)
教育活動収入	事業活動収入計
教育活動収入	事業活動支出計

○現行の消費収支計算書

学生生徒等納付金	消費支出の部合計
手数料	当年度消費支出超過額
寄付金	前年度繰越消費支出超過額
補助金	翌年度繰越消費支出超過額
資産運用収入	
資産売却差額	
事業収入	
雑収入	
帰属収入合計	
基本金組入額合計	
消費収入の部合計	
人件費	
教育研究経費	
管理経費	
借入金等利息	
資産処分差額	
徴収不能引当金繰入額	
消費支出の部合計	
当年度消費支出超過額	
前年度繰越消費支出超過額	
翌年度繰越消費支出超過額	

経常・臨時の区分なし

(新設)

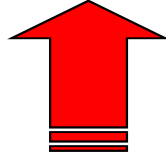
毎年度の収支バランスを表示

長期の収支バランスを表示

イメージ図3(貸借対照表)

○現行の貸借対照表

資産の部	
固定資産	
有形固定資産	
土地	
建物	
教育研究用機器備品	
その他の機器備品	
その他固定資産	
施設利用権	
収益事業元入金	
長期貸付金	
(何)引当特定預金	
第3号基本金引当資産	
流動資産	
現金預金	
未収入金	
資産の部合計	
負債の部	
固定負債	
長期借入金	
学校債	
退職給与引当金	
流動負債	
短期借入金	
学校債	
未払金	
前受金	
負債の部合計	
基本金の部	
第1号基本金	
第2号基本金	
第3号基本金	
第4号基本金	
基本金の部合計	
消費収支差額の部	
(何)年度消費支出準備金	
翌年度繰越消費支出超過額	
消費収支差額の部合計	
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計	



○変更後の貸借対照表

資産の部	
固定資産	
有形固定資産	
土地	
建物	
教育研究用機器備品	
管理用機器備品	
特定資産	
第2号基本金引当特定資産	
第3号基本金引当特定資産	
(何)引当特定資産	
その他固定資産	
施設利用権	
ソフトウェア	
収益事業元入金	
長期貸付金	
流動資産	
現金預金	
未収入金	
資産の部合計	
負債の部	
固定負債	
長期借入金	
学校債	
長期未払金	
退職給与引当金	
流動負債	
短期借入金	
1年以内償還予定学校債	
未払金	
前受金	
負債の部合計	
純資産の部	
基本金	
第1号基本金	
第2号基本金	
第3号基本金	
第4号基本金	
繰越収支差額	
翌年度繰越収支差額	
純資産の部合計	
負債及び純資産の部合計	

監事制度・監事による監査の留意点について

1. 今日、学校法人の監事に求められること

◇ 学校法人のガバナンス、コンプライアンスの向上、内部統制の改善

○ 背景

- ・ 経営状況の変化（少子化の進行）
- ・ 厳しい経営状況（帰属収入で消費支出を賄えない法人の増加）

○ ガバナンス向上の意義

- ・ 意思決定をチェックし、適法・適正な業務執行の確保
- ・ 学校法人として社会への説明責任
- ・ 情報公開による透明性の確保

○ 監事機能の強化（学校法人の公共性・運営の適正性の確保の観点）

- ・ 監査の実効性や客観性の向上（私立学校法の改正（平成16年））

2. 私立学校法（平成16年）の改正の概要

（1）改正の趣旨

学校法人が近年の急激な社会状況の変化に適切に対応し、様々な課題に対して主体的、機動的に対応していくための体制強化を行うとともに、各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行われるよう、私立学校審議会の構成の見直し等に係る法整備を行う。

（2）改正の概要

① 学校法人における管理運営制度の改善

理事会の設置等をはじめとして理事・監事・評議員会の制度を整備し、権限・役割分担を明確にすることによって、学校法人における管理運営制度の改善を図る。

② 財務情報の公開

学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力をより得られるようにしていく観点から、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書等の関係者への閲覧を義務づける。

③ 私立学校審議会の構成の見直し

各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行えるよう、私立学校審議会の委員の構成等に関する規定を見直す。

3. 監事制度の改善

学校法人が、様々な課題に適切に対処しつつ安定した学校運営を行っていくためには、理事機能の強化とあわせて、学校法人の公共性及び運営の適正性を確保するための機関である監事機能の強化を図ることが必要。監事機能の強化のため、監査の実効性や客観性を高めることが必要であり、このため、私立学校法の改正（平成16年）により、次のような制度改善が図られた。

- ① 監事の職務として新たに、監査報告書の作成及び理事会への提出を義務付け、併せて、提出された監査報告書については、他の財務書類とともに閲覧に供することとする。(第37条、第47条)
- ② 監事の選任の際、現に当該学校法人の役員又は職員でない者を1名以上選任することとする。(第38条)
- ③ 監査される立場の者のみで監事を選任することのないよう、監事の選任に当たっては、評議員会の同意を得て理事長が選任することとする。(第38条)
- ④ 従来は、監事の任期、選任・解任手続きについては法令上の定めはなかったが、これらについて、各学校法人の寄附行為により必ず定めることとする。(第30条)
- ⑤ 従来、監事と理事の兼職は禁じられているが、監事の独立性を確保するため、監事と評議員の兼職についても禁じることとする。(第39条)

4. 監査の範囲と内容

私立学校法の改正により、監事については「学校法人の業務」及び「学校法人の財産の状況」について監査することとなったが、監査の範囲及び内容については、従来から実質的に変更されるものではない。

特に、私立学校におけるいわゆる教学的な面と経営的な面とは本来密接不可分のものであり、また、学校法人が学校の設置管理を行うことを目的として設置される法人であることに鑑みれば、監事の監査対象は経営面のみに限定されるものではない。すなわち、学部・学科の新増設や教育・研究における重点分野の決定、学生・生徒の募集計画等の教学的な側面を有する内容についても、学校法人の経営に関連する問題である以上、監事による監査の対象となり、適法性の観点だけにとどまらず、学校法人の運営上明らかに妥当ではないと判断される場合には、監事は指摘することができる。ただし、監事の監査が個々の教員の教育研究の内容にまで立ち入ることは適当ではない。

(参考)

- 私立学校法の一部を改正する法律等の施行について（通知）（抄）

（平成16年7月23日文科科学事務次官通知）

「 監事の監査は財務に関する部分に限られるものではなく、学校法人の運営全般が対象となることに留意されたいこと。」

- 学校法人制度の改善方策について（抄）

（平成15年10月10日学校法人制度改善検討小委員会）

「 監査の対象は財務にかかわる部分に限られるものではなく、学校法人の業務の中心である学校の運営に関しても対象に含まれることとなる。個々の教育研究内容に立ち入ることは適当ではないが、学部・学科の新増設や教育・研究における重点分野の決定、学生・生徒の募集計画等の教学的な面についても対象とすることが求められる。」

監査の内容としては、予算決算や中長期計画の策定（学部等の設置、学内事務体制の見直し、施設設備の整備等）に対する意見陳述、外部監査において指摘された事項の改善状況や事業計画の達成度の確認などが考えられる。また、適正性の観点

だけにとどまらず、法人の運営上明らかに妥当ではないと判断される場合には指摘をすることも必要である。」

5. 監事に期待される役割について

① 監事による監査報告書について

私立学校法の改正により作成・公開が義務づけられた監査報告書については、特段様式等は示していないが、行った監査の内容とその結果についての記述は最低限含めた上で、各学校法人の規模や実情等に応じた適切な内容とすることが望まれる。

② 評議員会への出席について

私立学校法の改正により、理事会に出席して意見を述べるのが監事の職務として規定されたが、学校法人の重要事項について諮問を受ける機関である評議員会についても出席することが望まれる。

③ 理事会・評議員会での積極的な意見表明について

私立学校法の改正により、理事会に出席して意見を述べるのが監事の職務として規定されたが、理事会・評議員会において、経営面に限らず教学面も含めた学校法人の運営全般について積極的な意見表明を行うことが期待されている。

④ 会計監査との連携について

監事が行う財務の状況に関する監査をより充実させる観点から、私立学校振興助成法に基づき公認会計士が行う会計監査との連携を図ることが重要。例えば、監事は必要に応じ公認会計士が行う会計監査に立ち会うようにする等の取り組みを、各学校法人において推進することが期待される。

⑤ 監査体制の充実について

各学校法人においては、法人の規模や実情等に応じ、監査の常勤化を進めることや、理事長等から監事に対して定期的に学校法人の業務の状況等について報告すること、監事の監査を支援するための事務体制や内部監査組織の整備を行うこと等監査の充実を図るための取り組みが期待される。

学校法人の仕組み

私立学校法の目的：私学の「自主性の尊重」と「公共性の向上」

